

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第2区分
 【発行日】平成23年10月6日(2011.10.6)

【公表番号】特表2010-504359(P2010-504359A)
 【公表日】平成22年2月12日(2010.2.12)
 【年通号数】公開・登録公報2010-006
 【出願番号】特願2009-529406(P2009-529406)
 【国際特許分類】

A 6 1 K 45/00 (2006.01)
 A 6 1 K 31/08 (2006.01)
 A 6 1 M 19/00 (2006.01)
 A 6 1 K 31/02 (2006.01)
 A 6 1 P 29/00 (2006.01)
 A 6 1 P 25/02 (2006.01)
 A 6 1 K 9/08 (2006.01)
 A 6 1 K 47/02 (2006.01)
 A 6 1 L 29/00 (2006.01)
 A 6 1 K 47/26 (2006.01)
 A 6 1 P 23/00 (2006.01)
 A 6 1 P 23/02 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 45/00
 A 6 1 K 31/08
 A 6 1 M 19/00
 A 6 1 K 31/02
 A 6 1 P 29/00
 A 6 1 P 25/02 1 0 1
 A 6 1 K 9/08
 A 6 1 K 47/02
 A 6 1 L 29/00
 A 6 1 K 47/26
 A 6 1 P 23/00
 A 6 1 P 23/02

【手続補正書】

【提出日】平成23年8月16日(2011.8.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

局所的送達のため及び疼痛軽減を必要とする対象において疼痛を軽減するために製剤化された医薬品の製造における、揮発性麻酔剤の使用。

【請求項2】

揮発性麻酔剤がハロゲン化エーテル麻酔剤である、請求項1記載の使用。

【請求項3】

疼痛が慢性痛である、請求項1記載の使用。

【請求項 4】

疼痛が急性痛である、請求項1記載の使用。

【請求項 5】

麻酔剤が、手術前に対象の一部を麻酔するために送達される形状に製剤化される、請求項1記載の使用。

【請求項 6】

揮発性麻酔剤がイソフルラン、ハロタン、エンフルラン、セボフルラン、デスフルラン、メトキシフルラン、およびこれらの混合物からなる群より選択される、請求項1記載の使用。

【請求項 7】

揮発性麻酔剤がイソフルランである、請求項6記載の使用。

【請求項 8】

ハロゲン化合物がセボフルランである、請求項6記載の使用。

【請求項 9】

活性物質が連続的に送達される形状に製剤化される、請求項1記載の使用。

【請求項 10】

活性物質の送達が周期的である、請求項1記載の使用。

【請求項 11】

活性物質が一回限りの事象で送達される形状に製剤化される、請求項1記載の使用。

【請求項 12】

活性物質が、別々の場合において周期的および連続的の両方で患者に投与される形状で製剤化される、請求項1記載の使用。

【請求項 13】

軽減が、対象の体の一部分の疼痛知覚の除去を含む、請求項1記載の使用。

【請求項 14】

対象がヒトである、請求項1記載の使用。

【請求項 15】

対象がマウスまたはラットである、請求項1記載の使用。

【請求項 16】

揮発性麻酔剤の測定された量を含む、局所的に送達される薬学的に許容される組成物であって、薬学的に許容される賦形剤中に含まれる、組成物。

【請求項 17】

無菌である、請求項16記載の組成物。

【請求項 18】

揮発性麻酔剤がイソフルラン、ハロタン、エンフルラン、セボフルラン、デスフルラン、メトキシフルラン、およびこれらの混合物からなる群より選択される、請求項16記載の組成物。

【請求項 19】

揮発性麻酔剤がイソフルランである、請求項18記載の組成物。

【請求項 20】

請求項16～19のいずれか一項記載の組成物を含む密封容器。

【請求項 21】

容器の内側が無菌である、請求項20記載の密封容器。

【請求項 22】

注射針によって容易に刺し通すことができるゴム栓を含む、請求項21記載の密封容器。

【請求項 23】

シリンジのチャンパー部を含む、請求項21記載の密封容器。

【請求項 24】

点滴チャンパー (drip chamber) を含む、請求項21記載の容器。

【請求項 25】

点滴チャンバーがカテーテルに連結されている、請求項24記載の容器。

【請求項26】

カテーテルが硬膜外カテーテルまたはくも膜下腔内カテーテルである、請求項25記載の容器。

【請求項27】

プラスチック袋、ガラス瓶、またはプラスチック瓶である、請求項21記載の容器。

【請求項28】

輸液ポンプに連結されている、請求項21記載の容器。

【請求項29】

輸液ポンプが、患者管理鎮痛法（PCA）ポンプである、請求項28記載の容器。

【請求項30】

輸液ポンプがプログラム可能である、請求項28記載の容器。

【請求項31】

医薬品が溶液として製剤化される、請求項1記載の使用。

【請求項32】

医薬品が徐放パッチとして製剤化される、請求項1記載の使用。

【請求項33】

溶液として製剤化される、請求項16記載の組成物。

【請求項34】

徐放パッチとして製剤化される、請求項16記載の組成物。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0022】

本発明のその他の目的、特色、および利点は以下の詳細な説明により明らかとなるであろう。しかしながら、詳細な説明により、本発明の精神および範囲内の種々の変化および変更が当業者には明らかとなるであろうことから、詳細な説明および具体的な実施例は、本発明の具体的な態様を示すものではあるが例示のためのみに示されることが理解されるべきである。

[請求項101]

溶液に溶解された揮発性麻酔剤を、疼痛を軽減するために有効な量で静脈内以外の経路で非経口的に対象に送達する段階を含む、そのような疼痛軽減を必要とする対象において疼痛を軽減するための方法。

[請求項102]

麻酔剤が局所的または局部的に送達される、請求項101記載の方法。

[請求項103]

揮発性麻酔剤がハロゲン化エーテル麻酔剤である、請求項101記載の方法。

[請求項104]

麻酔剤が、くも膜下腔内に、硬膜外に、または神経ブロック手段により送達される、請求項101記載の方法。

[請求項105]

疼痛が慢性痛である、請求項101記載の方法。

[請求項106]

疼痛が急性痛である、請求項101記載の方法。

[請求項107]

麻酔剤が、手術前に対象の一部分を麻酔するために送達される、請求項101記載の方法。

[請求項108]

揮発性麻酔剤がイソフルラン、ハロタン、エンフルラン、セボフルラン、デスフルラン

、メトキシフルラン、およびこれらの混合物からなる群より選択される、請求項101記載の方法。

[請求項109]

揮発性麻酔剤がイソフルランである、請求項108記載の方法。

[請求項110]

溶液が、約5ng/mlから約100ng/mlの範囲の量で麻酔剤を含む、請求項101記載の方法。

[請求項111]

溶液が、約5%から約75% v/vの麻酔剤を溶液中に含む、請求項101記載の方法。

[請求項112]

溶液が、約10%から約50% v/vの麻酔剤を溶液中に含む、請求項111記載の方法。

[請求項113]

麻酔剤がイソフルランである、請求項112記載の方法。

[請求項114]

溶液が人工脳脊髄液である、請求項112記載の方法。

[請求項115]

溶液が約10% v/vの麻酔剤を溶液中に含む、請求項112記載の方法。

[請求項116]

麻酔剤がイソフルランであり、かつ溶液が人工脳脊髄液である、請求項115記載の方法。

[請求項117]

脊髄液中の活性物質が250ng/mlから50,000ng/mlの用量範囲を達成するように、溶液が硬膜外またはくも膜下腔内に送達される、請求項101記載の方法。

[請求項118]

ハロゲン化合物がセボフルランである、請求項108記載の方法。

[請求項119]

活性物質の送達が連続的である、請求項101記載の方法。

[請求項120]

活性物質の送達が周期的である、請求項101記載の方法。

[請求項121]

活性物質の送達が一回限りの事象である、請求項101記載の方法。

[請求項122]

活性物質の送達が、別々の場合において周期的および連続的の両方で患者に投与される、請求項101記載の方法。

[請求項123]

軽減が、対象の体の一部分の疼痛知覚の除去を含む、請求項101記載の方法。

[請求項124]

揮発性麻酔剤を含む溶液が無菌である、請求項101記載の方法。

[請求項125]

対象がヒトである、請求項101記載の方法。

[請求項126]

対象がマウスまたはラットである、請求項101記載の方法。

[請求項127]

溶液が本質的に水中油型脂質乳剤を含まない、請求項101記載の方法。

[請求項128]

溶液が食塩水または人工脳脊髄液である、請求項101記載の方法。

[請求項129]

食塩水が生理食塩水である、請求項128記載の方法。

[請求項130]

水溶液中に溶解された揮発性麻酔剤の測定された量を含む薬学的に許容される組成物であって、薬学的に許容される賦形剤中に含まれ、かつ本質的に脂質乳剤を含まない、組成物。

[請求項131]

無菌である、請求項130記載の組成物。

[請求項132]

くも膜下腔内投与、硬膜外投与、または神経ブロックを介した投与のために製剤化された、請求項130記載の組成物。

[請求項133]

溶液が食塩水溶液または人工脳脊髄液を含む、請求項130記載の組成物。

[請求項134]

食塩水溶液が生理食塩水溶液である、請求項133記載の組成物。

[請求項135]

揮発性麻酔剤がイソフルラン、ハロタン、エンフルラン、セボフルラン、デスフルラン、メトキシフルラン、およびこれらの混合物からなる群より選択される、請求項130記載の組成物。

[請求項136]

揮発性麻酔剤がイソフルランである、請求項135記載の組成物。

[請求項137]

揮発性麻酔剤が、約10%から約50% v/vの濃度で水溶液中に溶解されている、請求項135記載の組成物。

[請求項138]

揮発性麻酔剤が約10% v/vの濃度で水溶液中に溶解されている、請求項137記載の組成物。

[請求項139]

揮発性麻酔剤がイソフルランであり、かつ水溶液が人工脳脊髄液である、請求項137記載の組成物。

[請求項140]

請求項130～139のいずれか一項記載の麻酔剤溶液を含む密封容器。

[請求項141]

容器の内側が無菌である、請求項140記載の密封容器。

[請求項142]

注射針によって容易に刺し通すことができるゴム栓を含む、請求項141記載の密封容器。

[請求項143]

シリンジのチャンバー部を含む、請求項141記載の密封容器。

[請求項144]

点滴チャンバー(drip chamber)を含む、請求項141記載の容器。

[請求項145]

点滴チャンバーがカテーテルに連結されている、請求項144記載の容器。

[請求項146]

カテーテルが硬膜外カテーテルまたはくも膜下腔内カテーテルである、請求項145記載の容器。

[請求項147]

プラスチック袋、ガラス瓶、またはプラスチック瓶である、請求項141記載の容器。

[請求項148]

輸液ポンプに連結されている、請求項141記載の容器。

[請求項149]

輸液ポンプがくも膜下腔内ポンプ、硬膜外送達輸液ポンプ、または患者管理鎮痛法(PCA)ポンプである、請求項148記載の容器。

[請求項150]

輸液ポンプがプログラム可能である、請求項148記載の容器。